

## 匿名データ有識者会議準備会合

平成30年3月30日

### 議 事 次 第

(1) 議題

1. 一般に利用可能な匿名データの提供に関する検討の今後の進め方について
2. その他

(2) 配付資料

- 資料1 匿名データの作成にかかる統計研究研修所の取組について
- 資料2 匿名データ有識者会議開催要領
- 資料3 匿名データ検討課題整理部会開催要領 (案)
- 参考 これまでの統計研究研修所における検討状況

## 匿名データの作成にかかる統計研究研修所の取組について

統計改革推進会議最終とりまとめを踏まえた、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。

このため、統計研究研修所に「匿名データ有識者会議」を設置し、匿名データについて、より広い範囲の者が利用できるようにするため、その作成・提供方法等に関し、平成 30 年度内に一定の結論を得るべく検討を開始する。

## 主な検討事項

- ・ 匿名データの作成基準、チェックリスト等について
- ・ 各府省が作成した匿名データの秘匿レベルの検証方法等について
- ・ その他匿名データの作成・提供に関することについて

## 第 III 期公的統計基本計画（平成 30 年 3 月）

## 3 統計の利活用促進・環境改善

## (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

- 匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。

## 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成 29 年 5 月）

## 3. ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用推進

## (2) 社会全体における統計等データの利活用の推進

## ② 統計等データの利活用の基盤整備

総務省は、以下の取組を行うこととし、その具体的な内容等について検討し、年内に結論を得る。

- ・ 一般の人が利用できる匿名データについて、必要な法制面、技術面から検討し、提供を開始。その際、提供の早期化、手続の簡素化も検討

## 匿名データ有識者会議開催要領

平成 30 年 3 月 30 日  
総務省統計研究研修所

## 1 目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討することとされた。このため、統計研究研修所において、匿名データの作成・提供に係る運用方法の検討や匿名レベルの検証を目的として、幅広い知見を有する学識経験者の参集を得て「匿名データ有識者会議」（以下「本会議」という。）を開催し、諸外国における状況も参考にしつつ、匿名データの効率的な作成方法や匿名性の審査方法等について、具体的かつ専門的な検討を進める。

## 2 検討課題

- (1) 匿名データの効率的な作成方法に係る匿名化基準、審査用チェックリスト等について
- (2) 各府省が策定した匿名データの作成に関する計画・実施案の審査方法等について
- (3) 各府省が作成した匿名データにおける匿名レベルの検証方法等について
- (4) その他匿名データの作成・提供に関することについて

## 3 構成及び運営

- (1) 本会議は、統計研究研修所長が主宰する。
- (2) 本会議の構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (3) 本会議に座長を置く。座長は、統計研究研修所長があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の学識経験者・関係府省等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、本会議の検討を促進するため、必要に応じて部会を開催することができる。
- (6) 本会議は、非公開とするが、会議終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (7) その他本会議の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 4 開催

本会議は、年 4 回程度開催する。

## 5 庶務

本会議の庶務は、政策統括官（統計基準担当）の協力を得つつ、統計研究研修所統計技術向上支援課において処理する。

別 紙

匿名データ有識者会議の構成員等

(50音順・敬称略・◎は座長)

<構成員>

伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
椿 広計	筑波大学名誉教授
◎ 廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科客員教授
美添 泰人	青山学院大学経営学部招聘教授

<オブザーバー>

北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
-------	-------------

## 匿名データ検討課題整理部会開催要領（案）

平成 30 年 3 月 30 日

匿名データ有識者会議

## 1 目的

匿名データ検討課題整理部会（以下「本部会」という。）は、「匿名データ有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に開催される部会として、一般に利用可能な匿名データの効率的な作成方法や匿名性の審査方法などに関する検討の促進に資するために必要な事項についての整理等を行うことを目的とする。

## 2 構成員

伊藤 伸介 中央大学経済学部教授  
美添 泰人 青山学院大学経営学部招聘教授

## 3 検討内容

有識者会議において、本部会での整理等が必要と判断した事項

## 4 運営

- (1) 本部会の主査は、有識者会議の座長が指名する。
- (2) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の学識経験者・関係府省等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (3) 主査は、本部会を招集し、主宰する。
- (5) 本部会において整理等された事項については、主査がとりまとめ、これを有識者会議に報告する。
- (4) 本部会は、非公開とするが、本部会終了後に配布資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。ただし、配布資料については、主査が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- (6) その他本部会の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

## 5 スケジュール

本部会は、平成 30 年 4 月から開催する。

## 6 庶務

本部会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）の協力を得つつ、統計研究研修所統計技術向上支援課において処理する。

## これまでの統計研究研修所における検討状況

※統計研究研修所において、伊藤教授、統括官室と共同して先行的な検討を実施

**<第1回会合> 平成29年9月12日 14:00～16:00**

伊藤客員教授からの諸外国（欧州統計局、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ）における公的統計マイクロデータの作成・提供に関する報告を踏まえ、現行の匿名データ作成の課題について検討を行った。その結果、①匿名化技法が標準化されていないこと、②攪乱手法の導入に積極的ではないことなどから、検討や実際に作成された匿名データの検査等に係る府省の事務負担が大きくなり、年次追加等の遅れの要因となっているのではないかとの指摘を受け、検討を行うこととなった。

**<第2回会合> 平成29年9月26日 15:00～17:00**

アメリカセンサス局及びオーストラリア統計局の匿名データの作成・提供に関する資料を基に検討を行った。アメリカセンサス局の「データ開示における潜在的な露見可能性に関するチェックリスト」を参考として、一般に利用可能な匿名データの計画的かつ提供の早期化、府省の事務負担軽減等について検討を行うこととなった。

**<第3回会合> 平成29年10月27日 10:00～12:00**

統計法の改正の動きについての状況報告後、一般に利用可能な匿名データの作成・提供に関する方向性について検討を行った。その結果、以下の方向で検討を進めることとなった。

- ・攪乱手法の導入による匿名性の強化
- ・これまでの匿名データの作成経験を踏まえた、匿名化基準・チェックリストの活用等による効率的な作成手法の導入

**<第4回会合> 平成29年12月5日 13:00～15:00**

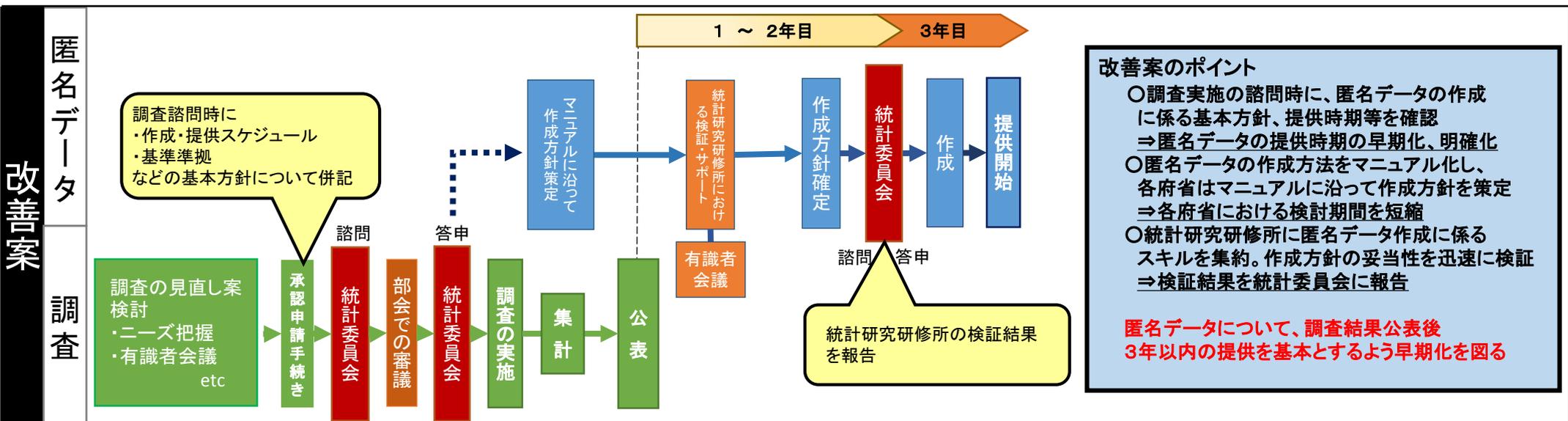
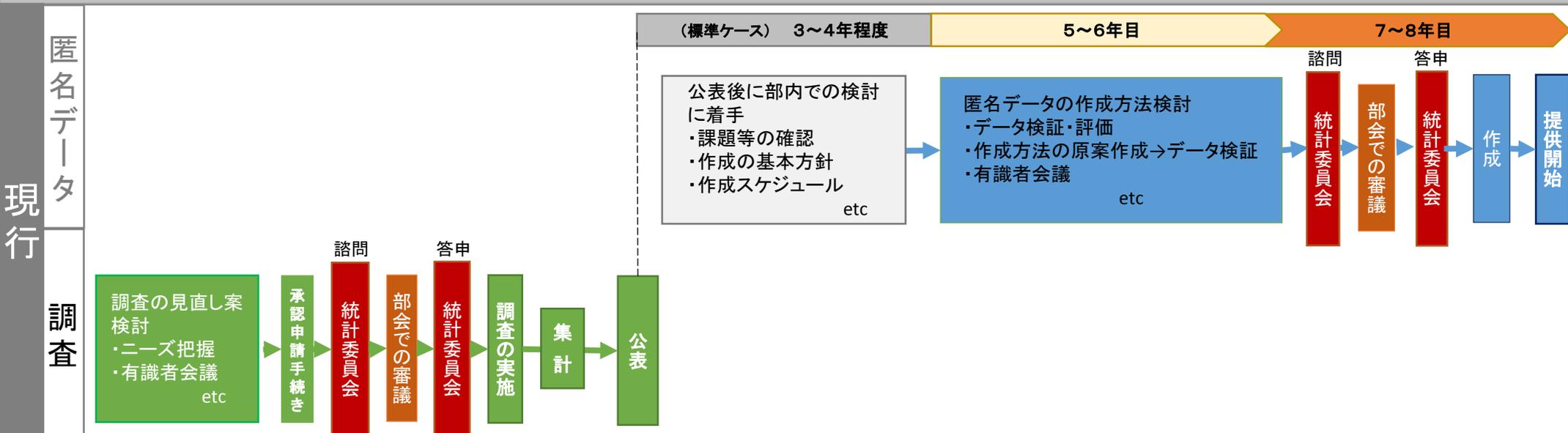
これまでの検討状況を整理し、以下の方向で更に検討を進めることとなった。

- ・統計研究研修所に有識者会議を設置し、匿名データ作成プロセス等について更に検討を継続する。

⇒匿名データ作成プロセスの具体的な検討・検証

法改正を踏まえたガイドライン改正イメージ等の検討 等

# 匿名データの作成早期化について(案)



※過去の調査年次の匿名データ作成については、調査実施の諮問を伴わないので、上段のみの流れとなる。